

OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針
日本連絡窓口(NCP)の個別事例処理手続

2011年11月25日

2016年9月30日改訂

2020年2月14日改訂

2022年7月8日改訂

2024年2月16日改訂

外務省経済局経済協力開発機構室
厚生労働省大臣官房国際課
経済産業省貿易経済協力局投資促進課

I. OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

A. OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針(以下、「行動指針」という)は、多国籍企業に対して政府が共同して行う勧告である。行動指針は、適用法及び国際的に認められた基準と合致する責任ある企業行動についての自主的な原則と基準を定めたものである。企業による行動指針の遵守は任意のものであり、法的に強制し得るものではない。行動指針に規定される事項は、国内法又は国際的なコミットメントの対象である場合もある。

B. 日本連絡窓口(Japanese National Contact Point、日本NCP)

1. 組織体制

日本NCPは、外務省(経済局経済協力開発機構室)、厚生労働省(大臣官房国際課)及び経済産業省(貿易経済協力局投資促進課)により構成される。

行動指針のより効果的な実施のため、また、ステークホルダーからの信頼の維持の重要性を念頭に、日本NCPの諮問機関として、日本NCP委員会が設置されている。同委員会は、日本NCPのほか、OECD経済産業諮問委員会(BIAC)の日本委員会である日本経済団体連合会(経団連)と、OECD労働組合諮問委員会(TUAC)のメンバーである日本労働組合総連合会(連合)の三者により構成されている。経団連及び連合は、日本NCPが扱う個別事例に関して守秘義務を負う。さらに、日本NCPは関連する場合、そのほかのステークホルダーや他の関連する政府機関の支援を求めうる。

2. 責任

日本NCPは以下について責任を負う:

- a) 行動指針の認知と理解を促進する。これには、照会の処理も含む。
- b) 個別事例において行動指針の実施に関連して生じた問題の解決に寄与する。

II. 個別事例の処理

A.基本原則

行動指針及び「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針の実施手続」(以下、「実施手続」という。)に則り、日本NCPは、視認性があり、アクセスしやすく、透明性を有し、説明責任があり、公平及び衡平であり、予見可能性があり、行動指針と適合した形で、活動を行う。日本NCPは、議論の場と行動指針に関する知見を提供し、当事者がその個別事例を効率的にかつ時宜を得た方法により、適用法と行動指針に従って解決することを支援する。

個別事例のプロセスは任意のものである。手続に係する全ての当事者による信義誠実に基づくエンゲージメントが期待される。本文脈における信義誠実に基づくエンゲージメントとは、適時に回答を行い、適切な場合秘密性を維持し、特に外部に向けたコミュニケーションにおいて、案件及びプロセスに関する誤った情報を流布することを差し控えるとともに、手続に関与する当事者又はNCPに対する脅迫又は報復を差し控え、NCPによるあらゆるあっせんの申し出を真剣に検討することを含め、提起された問題に対する行動指針と整合した解決策を見いだすため、手続に誠意をもって関わることを意味する。(「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針の実施手続に関する注釈」(以下、「注釈」という。))パラグラフ26.)

B.個別事例プロセス

1. 問題提起の受領

全ての問題提起は書面によるものとする。同書面は、日本語又は英語によるものとし、以下の事項が明記されていなければならない。

(a) 問題提起者に関する情報

- ・問題提起者名及び／又は問題提起者の組織の代表者名
- ・連絡先住所
- ・連絡先電話番号
- ・電子メールアドレス

(b)問題提起の対象となっている企業(以下「被提起企業」という。)に関する情報

- ・被提起企業名
- ・被提起企業の所在国及び所在地(住所)
- ・連絡先(担当者名、電話番号、電子メールアドレス)(問題提起者に判明している範囲で)

(c)問題提起の内容

- ・被提起企業が行動指針を遵守していないとして問題提起を行う個別事例の内容
- ・上記個別事例が行動指針のどの事項(パラグラフ)に違反しているかの説明
- ・問題提起の背景(問題に関する過去の経緯及び現在の状況、問題提起者が日本NCPに対し問題提起を行うに至った理由等)
- ・問題提起者がNCPプロセスを通じて得ることを期待する成果(被提起企業に求める事項)

(d)問題提起を補強し得る関連資料の添付(必要な場合。原資料が日本語又は英語以外の場合には、日本語又は英語の概要を含めること。)

・問題発生国における関係法令条項等

・当該個別事例が他の国内・国際手続等(以下「並行手続」という。)に係っている場合には、並行手続の実施機関及び関係する国、当該並行手続の内容・進捗状況、今後の見込み等に関する資料

2. 他のNCPとの調整(目安となる処理期間:2か月)

個別事例の特性により他のNCPが関係する場合、日本NCPIはプロセスの開始時に他のNCPと調整し、リードNCPとサポーティングNCPを選定する。日本NCPIは、調整を目的とし、当事者から受領した情報を他のNCPに共有する。一般的には、問題が発生した国のNCPがリードNCPとなる。しかし、例えば、提起された問題の解決に貢献するために必要な場合、あるいは行動指針非参加国で問題が生じた場合など、状況によっては他の基準が適用されることもある。当事者は、調整の取り決めに関して常に情報を共有され、関連する場合には、日本NCPとは異なるリードNCPIに事例を移す決定について協議される。(cf:注釈パラ29～32)。

3. 初期評価の実施(目安となる処理期間:3か月)

(a)受領通知の発出

日本NCPIは、問題提起に関する書面を受領した際には、B.1. に記載された情報が提供されていることの確認を行った上で、問題提起者に対し、受領通知を送付する。

また同時に、被提起企業及び関係する場合には他のNCPIに対し受領通知の写しと問題提起者から提供された書類の写しを送付し情報を共有し、また被提起企業に対し回答を促す。日本NCPIは両当事者に対し、行動指針、日本NCPの個別事例処理手続(日本語版及び／又は英語版)を送付する。

(b)初期評価の作成

(i) 日本NCPIは、提起された問題について当事者と協議し、関連する場合に、他のNCPとの調整の結果、リードNCPとして指名された後、注釈パラグラフ33に記載されている以下の基準を考慮し、提起された問題が「さらなる検討に値する」かについて初期評価を行う。

- 関係当事者の身分事項及び当該案件における利害関係
- 問題が重要性を有するか、すなわち、行動指針の実施に関係するか、及び実証的か、すなわち、十分かつ信頼に足る情報により裏付けられているか
- 企業が行動指針の対象か
- 企業の活動と個別事例で提起された問題との間に関連があると思われるか
- 適用法及び／又は並行手続が、後述の第35項に鑑み、問題解決に寄与するNCPの能力及び／又は行動指針の実施を制限する程度
- 問題の検討が、行動指針の目的及び実効性に貢献し得るか

(ii) 並行手続がこれまでに行われた、現在進行中である、或いは関係当事者に利用可能である場合、日本NCPは、注釈パラグラフ35を考慮しつつ、あっせんの提供が提起された問題の解決及び／又は今後の行動指針の実施にプラスの貢献を果たし得るか、また、これらの他の手続きに関与する当事者の何れかに重大な不利益を与える又は法廷侮辱の状況を生じさせることがないかを評価する。仮に提起された問題において関係国の法令及び／又は制度に基づく対応が講じられていても、日本NCPとして活動の余地があると判断する場合には、個別事例は更なる検討に値すると判断され得る。

(iii) 我が国の国内法令上問題があり得ると判断される場合は、問題提起者又は被提起企業に対し、当該法令を含む我が国法令に定められた手続(司法手続を含む)に従って処理がなされるべき旨を、日本NCPより書面にて通報し得る。

(iv) 日本NCPは、初期評価の結果を当事者に通知した後、当事者から質問があればこれに回答する。NCPは、上記3. (b)(i)の基準に基づき、当該問題が更なる検討に値しないと判断した場合、その決定理由を当事者に通知する。更なる検討に値するとの決定は、提起された問題に対する最終的な検討が行われたことを意味するものではなく、また、企業が行動指針に従って行動したか否かについての結論を示唆するものでもない(注釈パラグラフ34)。

4. 当事者への支援の提供(目安となる処理期間:6か月)

日本NCPは、上記3. (b)(i)の基準に基づき、提起された問題が更なる検討に値すると判断した場合、手続I.C.3及び注釈パラグラフ36から38に基づき、関係当事者に支援を提供する。当事者が日本NCPの調停を受諾した場合には、本手続に添付された「調停に関する規則」に従って調停が行われる。NCPプロセスにアクセスしやすくするため、オンライン会議の手段も選択可能である。

5. 手続きの終了(目安となる処理期間:3か月)

(a) 日本NCPは、手続のC.4 a)及び注釈パラグラフ40に基づき、個別事例において提起された問題が更なる検討に値しないと判断した場合には、当事者との協議の後、また事業上又はその他の機微情報の秘密保持の必要性を考慮しつつ、原則として、当事者、提起された問題、当事者のそれぞれの立場及び NCPの判断の理由を記載した声明を公表する。日本NCPが声明において当事者を公に特定することが不公正だと信ずる場合、当該当事者の身分事項を保護する形で声明を作成することができる。

(b) 当事者間で合意が成立した場合、日本NCPは、合意内容をどこまで公表するかについて当事者間で合意した後、手続結果を記載した声明を公表する。日本NCPは、関連する場合には、行動指針の実施について勧告を行うことができる(注釈パラグラフ42)。

(c) 合意に至らなかった場合、一方の又は両方の当事者が手続への参加を取りやめた場合、或いは個別事例の一方の又は複数の当事者が、信義誠実に基づき手続に関与する又は参加することにより後ろ向きであることをNCPが認識した場合、日本NCPは、原則として、当事者、関係する問題、NCPに問題が提起された日付及びNCPが講じた措置を記載し、また、日本NCPが行いうる勧告及び手続において合意が得られなかった理由についての日本NCPの見解を適切な場合には付して、声明を発出する(注釈パラグラフ43)。

(d) 当事者には、声明の草案について意見を述べる機会が与えられる。しかし、声明はNCPのものであり、当事者からの意見に対し声明案を修正するかは、日本NCPがこれを決定する(注釈パラグラフ45)。

(e) 日本NCPは、声明を手続の結果として公表することにより、NCPとしての手続を終了する。最終声明は、OECDのウェブサイトと日本NCPのウェブサイトで日本語と英語で公表される。

C. 透明性と秘密保持

個別事例プロセスにおいて信頼を構築し、行動指針の効果的な実施を促進するには、透明性と秘密保持との間のバランスをとることが重要である(注釈パラグラフ47)。

1. 当事者間の情報共有については、衡平なプロセスのために、日本NCPは原則として、手続の間に当事者(問題提起者又は被提起企業)から申し立てられた全ての関連する文書、事実及び論点をもう一方の当事者に共有し(注釈パラグラフ48)、また関係する場合には他のNCPに共有するものとする。

2. 当事者が情報の一部をもう一方の当事者と共有することを望まない場合(事業上の機微情報や手続に関係する個人の身分事項など)、当該当事者は該当する部分を理由とともに明記するものとする。当事者は、オリジナル版に加え、開示を望まない部分を見え消しに編集した版の関連文書を送付することが望ましい。

3. 個別事例に関する一般市民又は第三者とのコミュニケーションに関し、当事者は、当事者及びNCPとの間で公表しないことに合意した場合を除き、個別事例の存在を公表することができる。当事者はまた、手続の第I.C.1.~5項で規定された通り、プロセスの段階について公表することができ、また自らの最初の提出文書を公表することができる。その他の情報は、非公表のものとして扱われるが、当事者間で合意された場合はこの限りではない。

特に当事者は、手続中にもう一方の当事者又はNCPが共有した事実及び主張について、すでに公知のものではない場合、もう一方の当事者又はNCPの合意無くこれを開示することはいついかなる場合も認められないことに留意すべきである(注釈パラグラフ49)。日本NCPは、全ての関係当事者に対し、問題提起がNCPに提出された時点から、当該個別事例に関する情報を適切に管理し、NCP手続を通じて知り得た情報の秘密保持に留意し、円滑な手続実施のため、誠実な行動を取るよう求める。

D. 専門家等による助言

1. 日本NCPは、当該個別事例の処理に当たり、個別事例の当事者に通知した上で、関連する分野に知見を持つ専門家等に対し、助言を求めることができる。専門家は調停を含めた個別事例プロセスのいかなる段階にも関与できる。専門家の選定にあたっては公平性と衡平性を考慮し、日本NCPがこれを決定する。

2. II.C.3. に基づき、II.D.1. にいう専門家等は、個別事例の処理に当たり知り得た情報に関し、別途提出する秘密保持誓約書に基づき、業務の遂行期間中、業務完了後のいかなる場合も、これを漏えい又は他の目的に使用しないよう、秘密保持及び情報セキュリティの確保を行う。

III. 適用期日

本個別事例処理手続は2024年2月16日から適用される。

(了)

調停に関する規則

第1章 総則

(目的)

1. 本規則は、OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針(2023 年改訂)に基づく日本連絡窓口(NCP)の個別事例処理手続(以下「個別事例処理手続」という)のⅡ.B.4.に従い、日本 NCP が当事者(問題提起者及び被提起企業)に対して提供する調停のルールを定めることを目的とする。

(公平性及び衡平性の確保)

2. OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針の手続(以下、「手続」という。)の手続Ⅰ.及び実施手続に関する注釈(以下、「注釈」という。)Ⅰ.10.e に則り、日本 NCP は、公平、公正かつ衡平に調停を行う。

(事務局)

3. 調停の実施に関する事務局は、日本 NCP を構成する外務省経済局経済協力開発機構室、厚生労働省大臣官房国際課及び経済産業省貿易経済協力局投資促進課が行う。

(調停人)

4. 調停は、原則として日本 NCP の構成員が行う。個別事例処理手続Ⅱ.D.1にいう日本 NCP が選定する専門家は、日本 NCP を支援することができる。

(言語)

5. (a)日本 NCP は、日本語又は英語で調停を行う。日本語で調停を行う場合、日本 NCP は英語への通訳に必要な手配を行い、その費用を負担する。

(b)英語又は日本語以外の言語による通訳を必要とする当事者は、必要な手配を行い、その費用を負担することとする。

(c)調停に提出される文書・資料は、原則として日本語又は英語で書かれたものとする。当事者が調停のために提出する日本語又は英語以外の言語で書かれた文書又は資料には、日本語又は英語の仮訳を添付するものとする。

(リモート会議の手段)

6. 当事者とNCP の間で合意された場合、NCP は調停にあたりリモート会議の手段を提供する。

第2章 調停の手続

(調停の開始)

7. (a) 日本 NCP は、初期評価において提起された問題が「更なる検討に値する」と判断した場合、日本 NCP の稼働日 15 日以内に当事者に対し調停を提案し、調停の目的、範囲、制限、手続について説明の上、調停手続に参加するかを問う。当事者には、この手続が任意であることも通知される。

(b) 前項の調停の提案があった日から 3 週間以内に、各当事者は、日本 NCP に対し、調停への参加に同意するかを書面で回答するものとする。

(c) 当事者の一方が調停への参加を拒否した場合、又は当事者の一方又は双方が手続への参加を取りやめた場合、又は当事者の一方若しくは双方が信義誠実に基づき手続に関与する又は参加する意思がないと日本 NCP が認識した場合には、日本 NCP は、可能な限り、拒否、取りやめその他の状況についての理由とともに最終声明を公表する。この文脈における信義誠実に基づく関与（エンゲージメント）については、注釈パラグラフ 26 を参照する。

(d) 日本 NCP は、上記 6(b)の手続により当事者双方に参加の意思があることを確認した後、調停の日時及び方法を決定し、当事者に通知する。

（調停に先立つ会合）

8. (a) 日本 NCP は、当事者の一方もしくは双方と個別の会合を行う必要があると認める場合、又は当事者の一方もしくは双方が調停前に個別の会合を希望する場合には、日本 NCP はこれを開催することができる。手続の透明性を確保するため、もう一方の当事者には、事前に当該会合が開催される事実が通知される。

(b) 当事者の一方との会合後、日本 NCP は、もう一方の当事者に面談の概要を伝達する。

（調停）

9. (a) 調停の目的、範囲、制限について当事者双方の正式な同意を得た後、日本 NCP は調停のための会合を開催する。日本 NCP は、会合の議事、進行、必要な場合要約の作成に責任を負う。日本 NCP は、個別事例処理手続の II.D で選定された専門家の支援を受けることができる。

(b) 調停中、日本 NCP は、当事者の一方に一時退室を求め、もう一方の主張や意見を聞くことができる。

(c) 日本 NCP は、当事者に対し、文書による主張の提示とこれを裏付ける資料の提出を求めることができる。

（議事録）

10. 原則として、調停議事録は作成しない。これに代わり、日本 NCP は調停結果の概要を作成し、当事者双方に確認を求める。

（秘密保持）

11. (a) 当事者双方の合意がない限り、調停手続は原則非公開とする。

(b) 個別事例処理手続 II.C.により、当事者、ステークホルダー及び専門家は、本規則別添様式第1の「秘密保持誓約書」により、調停実施期間のみならず、調停終了後も、調停を通じて得られたいかなる情

報も、適切に管理し、情報の秘密性を維持し、調停の目的のみに使用することを誓約する。当事者双方が情報開示に合意する場合、又は開示の拒否が日本の国内法に違反する可能性がある場合には、秘密を維持すべきではない。

(c)調停結果の概要や、調停の過程でもう一方の当事者から提出されたその他の文書は、当事者双方の合意がない限り、公開してはならない。

(d)日本 NCP は、上記 11.(b)又は(c)の違反行為を確認した場合、当該違反行為に係る NCP プロセスを終了しうる。

(期間)

12.日本 NCP による調停プロセスの期間は、原則として 6 か月以内とする。当事者の一方の要請により調停期間が 6 か月を超える場合は、その理由をもう一方の当事者及び日本 NCP に共有することとする。

(利害関係者と有識者の参加)

13.日本 NCP は、必要と認められ、かつ当事者双方の事前の同意がある場合には、適切な利害関係者及び／又は有識者を選定し調停に参加させ、助言を求めることができる。

(代理人)

14.各当事者は、別添様式第2「代理人届」を日本 NCP に提出することにより、調停における代理人を選任することができる。

(合意)

15.(a)当事者間又は日本 NCP の調停により合意が成立した場合には、合意文書を作成し、当事者の代表がこれに署名する。最終声明において、日本 NCP は、当事者双方が合意する範囲で合意の概要を記載するものとする。

(b)当事者が合意に達しなかった場合、日本 NCP は、最終声明に可能な限りその理由を記載するものとする。

(当事者からの申出による調停の終了)

16.日本 NCP は、当事者から様式第3「手続終了申請書」を受理した場合、調停を終了する。

(日本 NCP による調停の終了)

17.(a) パラグラフ 11(d)の規定に加え、日本 NCP は、次に掲げる場合には調停を終了させることができ、個別事例処理手続 II.B.5 及び注釈パラグラフ 42 及び 43 に従って、速やかにその旨を当事者に通知し、最終声明を発出するものとする。

(i)当事者双方が調停終了に合意した場合。

(ii)当事者のいずれかが本規則に従わなかった場合。

(iii)日本 NCP が行う調停とは別に、当事者が個別事例について合意に達した場合。

(iv)その他、当事者間で合意に達しない、又は達する見込みがないなど、調停の継続が困難と判断される場合。

(b)前項により調停が終了した場合、通知の日を終了日とする。

(並行手続)

18.(a) 調停が進行している間、当事者間で任意の協議を行うことができる。

(b)各当事者は、調停が進行している間、訴訟の継続、訴訟の提起その他の紛争解決手続を選択することができる。

(c)上記 18(b)に基づく手続により紛争が解決した場合、当事者は、遅滞なく、日本 NCP に対し、調停の終了を申請するものとする。

以上

秘密保持誓約書

年 月 日

日本NCP 殿

法人等名（※個人の場合は不要）

住所

役職・氏名

当社（個人である場合は私、法人等である場合は団体若しくは会社名）は、日本NCPが支援する調停に係る秘密保持にあたり、下記のいずれも遵守することを誓約します。

記

- 1 本調停で知り得た秘密情報は本調停以外で使用しません。
- 2 日本NCP個別事例処理手続11(a)、(b)及び(c)に基づき、本調停中、又は本調停が終了した後も秘密情報を第三者に開示、漏えいしません。なお、複写又は複製された情報も秘密情報として扱うものとします。
- 3 秘密情報の管理においては、秘密情報への不正なアクセスや秘密情報の不正な持ち出しを防止するために必要な安全対策を講じます。
- 4 秘密情報を共有する役職員は必要な範囲に限定するものとします。
- 5 情報提供者から求めがあった場合、又は本調停が終了した場合、秘密情報に関し以下の措置をとるものとします。なお、秘密情報を破棄した場合はその旨日本NCPに通知します。
 - ア 電子的なデータを復元不可能な方法で消去する
 - イ 秘密情報を含む書面及び記録媒体を情報提供者の指示に従い、破棄又は返還する
- 6 本誓約に違反し、又は違反するおそれがあると情報提供者及び日本NCPが合理的に判断した場合、本調停を中止することについて、異議は一切申し立てません。
- 7（代理人を立てた場合のみ）上記個別事例処理手続14に定める代理人による秘密保持義務の違反は代理人を選任した当事者による違反とみなします。

様式 2

代理人届

年 月
日

日本 NCP 殿

(問題提起者)

(被提起企業)

法人等名 (※個人の場合は不要)

住所

役職・氏名

日本 NCP が提供する調停に関する代理人として下記のとおり指名します。

記

(代理人) 住所

氏名

手続終了申請書

年 月 日

日本 NCP 殿

(問題提起者)

法人等名 (※個人の場合は不要)

住所

役職・氏名

(被提起企業)

法人名

住所

役職・氏名

日本 NCP が提供中の調停について、「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針 (2023 年版)」に係る日本連絡窓口 (NCP) 個別事例処理手引別添「調停に関する規則」18(c)に基づき、※次のいずれかを選択【訴訟手続その他の紛争解決手続を行うこととなりました／本調停外の訴訟手続等において当事者間の合意に至りました】ので、同規則 16 に基づき、調停の終了を申請します。